

自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者 請求		提出書類名	被害者 請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金 あるいは損害賠償額請求のときには、再提出 の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。
★印の用紙は保険会社の窓口に備えてあります。
- (2)被害者が2名以上の場合、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等がご覧になれます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



交通事故相談所の案内

相談は
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。相談は電話でもお受けします。ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132
相談時間	午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く) ※受付は午後4時30分(支所への来所は午後4時)できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。	
主な相談内容	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など	
巡回相談	県内33市町(裏面参照) 午前10時～12時、午後1時～3時 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。 ※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。 詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。	



千葉県交通事故相談所



令和8年度(下期) 交通事故巡回相談日程表

管轄	月日 場 所	お問い合わせ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜
本 所	銚子市	0479(24)8734	19 月	9 月	14 月	18 月	8 月	8 月
	船橋市	047(436)2787	8 木	12 木	10 木	14 木	25 木	11 木
			22 木	26 木	24 木	28 木		25 木
	茂原市	0475(20)1505	23 金	27 金	18 金	22 金	26 金	19 金
	成田市	0476(20)1527	13 火	10 火	8 火	5 火	9 火	2 火
	佐倉市	043(484)6152	7 水	4 水	2 水	6 水	3 水	3 水
			21 水	18 水	16 水	20 水	17 水	17 水
	東金市	0475(50)1119	5 月	2 月	7 月	18 月	1 月	1 月
	旭市	0479(62)5396	19 月	16 月	21 月	18 月	15 月	15 月
	習志野市	047(453)9304	1 木	5 木	3 木	7 木	4 木	4 木
	勝浦市	0470(73)6640		24 火		26 火		23 火
	八千代市	047(421)6718	28 水	25 水	23 水	27 水	24 水	24 水
	四街道市	043(421)6107	28 水	25 水	23 水	27 水	24 水	24 水
	八街市	043(443)1420	16 金		18 金		19 金	
	印西市	0476(36)4233	16 金	20 金	18 金	22 金	19 金	19 金
	白井市	047(401)4081	28 水	25 水	23 水	27 水	24 水	24 水
	富里市	0476(93)1117	13 火	17 火	8 火	12 火	9 火	9 火
	匝瑳市	0479(73)0088	2 金	6 金	4 金	8 金	5 金	5 金
	香取市	0478(50)1248	13 火	10 火	8 火	12 火	9 火	9 火
	山武市	0475(80)1271		26 木		28 木		25 木

管轄	月日 場 所	お問い合わせ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜
本 所	いすみ市	0470(62)2000		10 火		12 火		9 火
	大網白里市	0475(70)0342	8 木	12 木	10 木	14 木	4 木	11 木
	九十九里町	0475(70)3107		18 水		13 水		17 水
	大多喜町	0470(82)2111					17 水	
東葛 飾支所	市川市 行徳支所	047(712)8529	27 火	24 火	22 火	26 火	16 火	23 火
				10 火		12 火		9 火
	野田市	04(7123)1068	9 金	13 金	11 金	8 金	12 金	12 金
				27 金		22 金		26 金
	柏市	04(7168)1605	7 水	4 水	2 水	6 水	3 水	3 水
	流山市	04(7158)1616		16 月		18 月		15 月
	我孫子市	04(7185)1369		9 月	14 月		8 月	8 月
	鎌ヶ谷市	047(445)1274	16 金	20 金	18 金	15 金	19 金	19 金
	浦安市	047(712)6500	22 木	26 木	24 木	28 木	25 木	25 木
	安房支所	木更津市 0438(23)7492	14 水	11 水	9 水	13 水	10 水	10 水
			21 水	18 水	16 水	20 水	17 水	17 水
		君津市 0439(56)1395	5 月	2 月	7 月	4 月	1 月	1 月
			19 月	16 月	21 月	18 月	15 月	15 月
	富津市	0439(80)1252	13 火	9 月	14 月	12 火	8 月	8 月
	袖ヶ浦市	0438(62)3102	28 水	25 水	23 水	27 水	24 水	24 水

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。